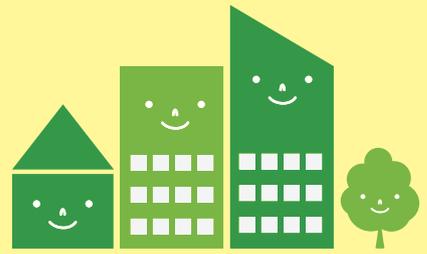


# 震災に強いまちづくりに ご協力ください

市の支援事業を活用して、普段から災害に備えよう

各種支援事業は申請書類の提出が必要です。  
詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 自分の家の耐震を知ろう！

あなたのおうち、旧耐震基準ではありませんか？  
旧耐震基準と新耐震基準は地震への強さが違います。  
巨大地震はいつどこで起こっても不思議ではありません。  
大きな地震が来る前に備えておきましょう。

	震度 5	震度 6	震度 7
	中規模地震 (震度5強程度)		大規模地震 (震度6~7程度)
旧耐震基準 (昭和56年5月以前)			規定なし
新耐震基準 (昭和56年6月以降)			



### 木造住宅耐震診断・耐震改修の希望者を募集します

市ホームページ内で「木造住宅」を検索

#### 耐震診断支援事業

専門的知識のある耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

対象住宅	市内にあり、次の全てに該当する住宅 ①昭和56年5月31日以前に建築され、昭和56年6月以降に増改築されていないもの ②地上階数が2以下の一戸建てまたは併用の木造住宅		
診断費用	1戸あたり自己負担11,000円 ※診断費用147,000円のうち、136,000円を国・県・市で負担します。 (延べ床面積が200㎡を超える場合は申請者の自己負担増額)		
募集期間	7月3日(月)~9月29日(金)	募集戸数	8戸(先着順)

#### 耐震改修支援事業

耐震改修工事などを行う場合に、工事費用の一部について補助金を交付します。

対象住宅	市内にあり、次の全てに該当する住宅 ①申請者が現在居住し、または居住予定であるもの ②耐震診断支援事業により耐震性が低いと診断されたもの ③耐震診断後に増改築されていないもの		
補助対象工事	①、②のどちらかに該当する工事 ①耐震改修計画を作成し工事監理を行う耐震改修工事 ②対象住宅を除却し、同じ敷地内に新たな戸建て住宅を建築する工事		
補助額	工事費の23%(限度額838,000円)		
募集期間	7月3日(月)~9月29日(金)	募集戸数	1戸(先着順)※診断との同時申請不可

※スケジュールの都合上、耐震診断支援事業と耐震改修支援事業は同一年度には実施できません。

震災に強い  
まちづくり 2

# ブロック塀等の所有者の皆さんへ ブロック塀の安全確認を お願いします！

既存のブロック塀等の中には、基準に満たないものや老朽化しているものがあります。また、過去の大地震においても倒壊により多数の死傷者が出ています。安全な避難路確保のためにも責任を持って点検・管理しましょう。



## 下記のようなブロック塀に注意！

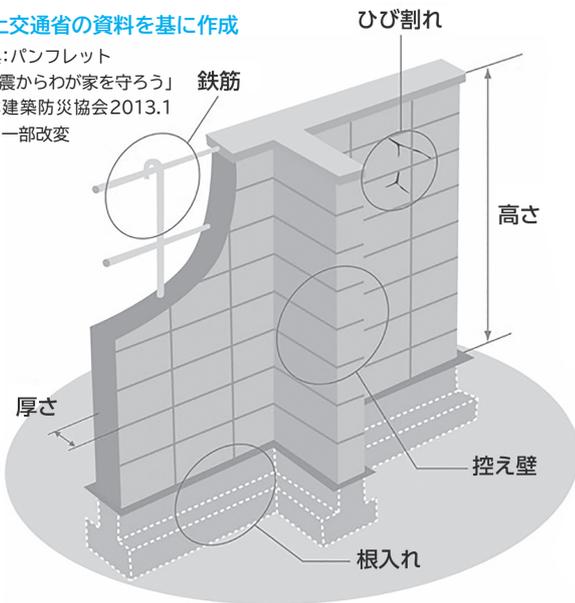
区市ホームページ内で「ブロック塀」を検索

下記の「ブロック塀の点検のチェックポイント」に沿って所有しているブロック塀を点検してみましょう。ご自身での点検が不安な人は専門家へご相談ください。一つでも不適合があれば危険です。通行人への速やかな注意表示と改修・撤去などの対策を行いましょう。

### ブロック塀の点検のチェックポイント

国土交通省の資料を基に作成

出典：パンフレット  
「地震からわが家を守ろう」  
日本建築防災協会2013.1  
より一部改変



ひとつでも不適合があれば危険  
なので改善しましょう。



塀は高すぎないか  
塀の高さは地盤から2.2m以下か

塀は健全か  
塀に傾き、ひび割れはないか

塀の厚さは十分か  
塀の厚さは10cm以上か  
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)

**専門家に相談しましょう**

控え壁はあるか  
(塀の高さが1.2m超の場合)  
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか

塀に鉄筋が入っているか  
▷塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されていて、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれか掛けされているか  
▷基礎の根入れ深さは30cm以上か(塀の高さが1.2m超の場合)

基礎があるか  
コンクリートの基礎があるか

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 塀の高さは地盤から1.2m以下か
- 塀の厚さは十分か
- 基礎があるか
- 塀に傾き、ひび割れはないか
- 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか



専門家に相談しましょう

基礎の根入れ深さは20cm以上か

## 危険ブロック塀等安全対策支援事業 ※安全対策工事の着手前に申請が必要です。

市では、ブロック塀等の倒壊による事故の発生および避難経路の閉塞を未然に防止することを目的として、所定の要件を満たすブロック塀等の安全対策工事費用の一部を補助します。

補助対象塀	市内にあり、次の全てに該当するブロック塀等 ①国道、県道、市道等の「八戸市耐震改修促進計画」に記載の避難路に面するもの ②高さ1m以上であること ③上記のチェックポイントで不適合な項目があり、倒壊の危険性があるもの ④個人所有であるもの ※隣地境界線に面するものは対象外		
補助対象工事	既存のブロック塀等の耐震化のための改修・建て替え・除却工事		
補助額	次のいずれか低い額の3分の2(上限12万円) ①対象工事費 ②対象工事総延長×1万5千円/m		
募集期間	7月3日(月)～	募集件数	6件程度(予算額に達した時点で終了)